

(公 印 省 略)

糸医発第 728 号
令和5年12月23日

会 員 各 位

糸 島 医 師 会
会 長 富 満 久 教

医事紛争講演会について

令和2年6月の「改正労働施策総合推進法」（通称：パワハラ防止法）の施行により、職場におけるパワーハラスメントについて、事業主に防止措置を講じることが義務付けられ、厚生労働省から指針が公表されるなど、職場内におけるパワハラ予防策の推進に向けた考え方や取り組み方が示されています。

こうした取り組みが進む一方で、特に医療現場においては、患者やその家族などからの暴言や暴力などが原因で、休職や離職を余儀なくされるケースが増加傾向にあり、いわれのない誹謗中傷など、カスタマーハラスメントの問題は深刻さを増しています。

このたび、このような医療現場における暴言・暴力の現状を踏まえながら、医療従事者を守るために必要な対策を講じることがを目的とした講演会を開催いたします。

記

日 時：2月8日（木）19：00 1時間程度
場 所：糸島医師会研修室
内 容：医療機関におけるカスタマーハラスメント対策
～現場対応、SNSによる誹謗中傷対策など～
弁護士法人堀内恭彦法律事務所 弁護士 堀内 恭彦
対 象：医療従事者全般
その他：日医生涯教育制度1単位（CC:4）
締 切：1月31日（水）

糸島医師会 ファクス **324-4491**（切り取らずに送信してください）

医事紛争講演会 申込書

医療機関名	
参加者名	
参加者名	